



佐賀県公報

平成17年
9月28日
(水曜日)
第12661号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則	(二二八・建築住宅課)	一
◎建築基準法に基づく建築物に係る制限の廃止	(四九四・建築住宅課)	一
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(四九五・河川砂防課)	一
公 告		
◎消防用設備等の工事又は整備等に関する講習の実施	(消防防災課)	二
◎特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	三
◎平成十八年度佐賀県立総合看護学院入学者選抜試験の実施	(医 務 課)	三
◎電流積分計数回路の購入に係る一般競争入札	(新 産 業 課)	四
◎汎用ステージの購入に係る一般競争入札	(")	六
◎競争入札の参加者の資格	(建設・技術課)	七
◎佐賀県史跡の指定の解除	(告 示・一)	二
正 誤		
◎平成十七年四月十一日付け佐賀県公報第一二五九一号中訂正	(森林整備課)	三

公布された規則のあらまし

- ◎宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則(規則第一二二八号)
- 1 宅地建物取引業者名簿等の閲覧簿を廃止することとした。(第二条及び様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年九月二十八日
佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第二百二十八号

宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則
宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和二十七年佐賀県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。
別記様式を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第四百九十四号
次に掲げる告示は、平成十七年九月三十日限り廃止する。
平成十七年九月二十八日
佐賀県知事 古 川 康

- 一 建築基準法に基づく建築物に係る制限(平成十六年佐賀県告示第四百四十四号)
- 二 建築基準法に基づく建築物に係る制限(平成十六年佐賀県告示第四百四十五号)

◎佐賀県告示第四百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七

号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、神埼土木事務所及び東脊振村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月二十八日

佐賀県知事 古川 康

永山地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱九号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域(保安林である神埼郡東脊振村大字松隈字永坂一〇六一番五、一〇六一番一〇、一〇六一番一四、一〇六一番一七、一〇六一番二〇、一〇六一番三三、一〇六三番一、一一九番三、一一一九番四、一一一九番六、一一一九番一四、一一一九番一八及び一一一九番六二を除く。)

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	神埼郡	東脊振村	松隈	屋敷原	一〇二番地先道路敷
二	"	"	"	永坂	一〇六一番一四地先道路敷
三	"	"	"	"	一〇九九番地先道路敷
四	"	"	"	"	一一一九番五七地先道路敷
五	"	"	"	"	一一一九番一四
六	"	"	"	折敷野	六八四番一地先道路敷
七	"	"	"	"	七〇五番一一
八	"	"	"	永坂	一〇三七番
九	"	"	"	"	一〇二二番地先道路敷

○ 公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防用設備等の工事

又は整備に関する講習を次のとおり行います。

平成17年9月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 受講対象者
 - (1) 消防用設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
 - (2) 消防用設備士講習を受けた日から5年以内の者
- 2 講習期日及び講習時間

期 日	講習区分	対象となる消防設備士の種類
平成17年10月26日	警報設備	甲乙第4類、乙第7類の消防設備士
平成17年10月27日	消火設備	甲乙第1、2、3類の消防設備士
平成17年10月28日	避難設備・消火器	甲乙第5類、乙第6類の消防設備士

講習時間は、午前9時から午後5時まで(受け付けは、午前8時45分から午前9時5分まで)です。

3 講習場所

佐賀県勤労者福祉会館(佐賀市神野東二丁目6番10号)

4 講習内容

- (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間 30分
- (2) 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 4時間

講習終了後、効果測定を行います。

5 受講手続

(1) 受講申込期間

平成17年10月11日(火)から平成17年10月21日(金)までに申し込んでください。ただし、郵送の場合は、平成17年10月21日(金)の消印のあるものまで受け付けます。

(2) 受講申込方法

佐賀県消防設備安全協会にて配布する受講申込書に必要事項を記載し、受

講手数料として7,000円分(講習区分ごと)の佐賀県収入証紙をはり付けて、佐賀県消防設備安全協会(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町11番8号 電気工事会館内)へ提出してください。

6 その他
講習に関する詳細については、佐賀県消防設備安全協会(電話 0952-30-2190)にお問い合わせください。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年11月14日までにさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年9月28日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日
平成17年9月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 みつわ

(2) 代表者の氏名 荒川千代美

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県杵島郡北方町大字大崎753番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行い、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会の構築に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

平成18年度佐賀県立総合看護学院入学者の選抜試験を次のとおり実施します。
平成17年9月28日

佐賀県知事 古川 康

1 試験期日及び試験科目

学 科 名	試 験 期 日	試 験 科 目
保 健 学 科	平成18年1月11日(水)	英語、数学Ⅰ、看護学一般及び小論文
	平成18年1月12日(木)	面接(グループ討論)
助 産 学 科	平成18年1月11日(水)	英語、看護学一般及び小論文
	平成18年1月12日(木)	面接(グループ討論)
第一看護学科	平成18年1月12日(木)	英語Ⅰ・Ⅱ、数学Ⅰ、国語総合並びに生物Ⅰ及び化学Ⅰのうち1科目選択
	平成18年1月13日(金)	面接(グループ面接)
第二看護学科	平成18年1月11日(水)	英語Ⅰ、数学Ⅰ、国語総合及び看護一般(解剖生理を含む。)
	平成18年1月12日(木)	面接(グループ面接)

2 試験会場

佐賀県立総合看護学院(佐賀市兵庫南三丁目7番17号)

3 募集人員、修業年限及び受験資格

学 科 名	募 集 人 員	修 業 年 限	受 験 資 格
保 健 学 科	20名	1年	1 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条各号のいずれかに該当する者
			2 平成18年3月31日までに看護師学校を修了する見込みのある者又は看護師養成所を卒業する見込みのある者
助 産 学 科	15名	1年	
第一看護学科	40名	3年	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条に該当する者 2 平成18年3月31日までに高等学校又は中

		等教育学校を卒業する見込みのある者
第二看護学科	40名	2年
		1 准看護師免許取得後3年以上看護業務に従事している者 2 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師(平成18年3月31日までに卒業する見込みのある者を含む。)

4 願書受付期間

平成17年12月1日(木曜日)から同年12月15日(木曜日)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送の場合は、平成17年12月15日の消印のあるものまで受け付けます。

5 提出書類

学 科 名	提 出 書 類
各 学 科 共 通	1 入学試験受験願書 2 写真1枚(出願前3か月以内に撮影した上半身・正面・脱帽で、大きき縦4センチメートル横3センチメートルのものを受験願書にはり付けること。)
保 健 学 科 助 産 学 科	3 看護師学校の修了若しくは修了見込み証明書又は看護師養成所の卒業若しくは卒業見込証明書
第一看護学科	3 最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書 4 最終学校調査書(文部科学省所定用紙)
第二看護学科	3 准看護師免許証の写し(准看護師学校又は准看護師養成所所在者中は、その卒業見込証明書) 4 准看護師学校又は准看護師養成所の卒業証明書又は修業証明書 5 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 6 准看護師学校又は准看護師養成所の調査書 7 高等学校又は中等教育学校調査書(文部科学省所定用紙) 8 就業証明書(上記5に該当する者は不要)

6 入学試験手数料

入学試験受験願書提出の際に5,000円を佐賀県収入証紙、郵政公社定額小為替(無記名)又は現金で納入してください。

7 入学試験受験願書等の申込み、提出及び問い合わせ先

佐賀県立総合看護学院(佐賀市兵庫南三丁目7番17号 電話0952-25-9220)
なお、入学試験受験願書の郵送を希望する者は、「願書請求」と朱書きした封筒に、240円切手をはったあて先、郵便番号及び受験学科を明記の返信用封筒(角2号、縦33センチメートル横24センチメートル)を同封し、佐賀県立総合看護学院に請求してください。

8 試験結果の開示

この試験結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成18年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません)。

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時までの間に総合看護学院事務局へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
試験の科目別得点、総合得点及び順位	合格発表の日から1か月間	佐賀県立総合看護学院事務局 佐賀市兵庫南三丁目7番17号

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月28日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

電流積分計数回路 1式

(2) 調達物品の特質等

<p>入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター</p> <p>(4) 納入期限 平成17年12月28日</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で作有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p> <p>(1) 期間 平成17年10月6日まで</p>	<p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年10月6日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成17年10月11日 17時まで（必着）</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟61号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年10月12日14時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年10月12日14時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号に</p>
--	--

<p>より免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効</p> <p>次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成17年9月28日 収支等命令者 佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神谷俊一</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達物品の名称及び数量</p>	<p>汎用スチーゼル一式</p> <p>(2) 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロナン光研究センター</p> <p>(4) 納入期限 平成17年12月28日</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称 郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129</p> <p>3 入札参加資格及び条件</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づき入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。</p> <p>(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。</p> <p>(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。</p> <p>4 入札説明書の交付及び契約条項の提示</p>
--	---

<p>(1) 期間 平成17年10月6日まで</p> <p>(2) 場所 上記2の部局</p> <p>5 入札者に求められる義務</p> <p>(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年10月6日16時までに上記2の部局に提出すること。</p> <p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成17年10月11日17時まで(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年10月12日10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年10月12日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p>	<p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>平成18年度において佐賀県が発注する建設工事等について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)及び佐賀県特定調達契約規則(平成7年佐賀県規則第64号)の規定に基づき、競争入札に参加することができるものの資格、申請方法等を次のとおり公告する。</p>
---	---

なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日にラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成17年9月28日

佐賀県知事 古川 康

1 業種の区分

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項に規定する建設工事の種類による。

(2) 建設関連業務

- ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門の2部門による。

ウ 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規定(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償コンサルタント業務の部門による。

エ 地質調査業務

オ 測量業務

カ 環境調査業務

キ その他

2 申請の対象者

- (1) 平成16年度に平成17年度及び平成18年度の競争入札参加資格の申請を行っていない者

(2) 平成16年度に平成17年度及び平成18年度の競争入札参加資格の申請を行った者で、当該申請を行わなかった業種について今回入札参加資格の申請を行うもの

- (3) 佐賀県特定調達契約規則第2条第1項第4号で定める特定調達契約(以

下「特定調達契約」という。)に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う者

3 申請の時期

- (1) 県内に本店を有する建設工事業者
平成17年12月12日から平成17年12月15日まで
- (2) 県内及び県外に本店を有する建設関連業者
平成17年10月27日から平成17年11月14日まで
- (3) 県外に本店を有する建設工事業者
平成17年12月5日から平成17年12月9日まで。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受付を行う。

4 申請の方法

- (1) 申請書類
競争入札参加資格を得ようとする者は、次に掲げる申請書類を添えて申請すること。
- ア 県内に本店を有する建設工事業者が提出する書類

(イ) 資格審査申請書

(ロ) 80円切手

(ハ) 申請書受理票

(ニ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類

(ホ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類(写し可)

(ヘ) 平成15年10月1日から平成16年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査結果通知書の写し

(ニ) 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査結果通知書又は総合評定値結果通知書の写し

(ロ) 平成16年1月1日から平成17年12月31日までの間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通知

<p>書の写し</p> <p>(ウ) 平成17年9月30日の時点において有効なISO(国際標準化機構)9001及びISO14001の認証(財団法人日本適合性認定協会又はIAF(国際認定機関フオーラム)における国際相互承認協定を締結している認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限り)を受けている場合は、その登録証の写し</p> <p>(ク) 障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成17年6月1日の時点の報告書の写し</p> <p>(ケ) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成13年10月1日から平成17年9月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書及び請負契約書の写し(当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。)</p> <p>(コ) 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領第5条第4項の規定により現等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書</p> <p>(ク) 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技術職員名簿の写し</p> <p>(ケ) 建設工事のうち舗装工事への入札参加を希望し、かつ、平成17年9月30日の時点において有効な舗装施工管理技術者の資格を有する技術者がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し</p> <p>(ク) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(ケ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p>	<p>イ 県外に本店を有する建設工事業者が提出する書類</p> <p>(ウ) アのウから(ク)までに掲げる書類</p> <p>(ク) 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技術職員名簿の写し</p> <p>(ク) 建設業の許可を受けた営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(ク) 建設業の許可を受けた営業所に契約について委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し</p> <p>ウ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者が提出する書類</p> <p>(ウ) アのウから(ク)まで及びイのウから(ク)までに掲げる書類</p> <p>(ク) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(ウ) アのウから(ク)までに掲げる書類</p> <p>(ク) 入札参加を希望する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(ク) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し</p> <p>(ク) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し(国の受付印が確認できるものに限る。)</p> <p>(ク) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書(入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。)</p>
---	--

<p>(カ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>ク アの(イ)から(ウ)まで及びエの(ウ)から(イ)までに掲げる書類</p> <p>ケ 入札参加を希望する業種（土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。）について国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>コ 建築関係建設コンサルタント業務（建築士事務所部門に限る。）への入札参加を希望する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し</p> <p>クニ 営業所に契約に関することを委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(2) 申請書様式の入手方法 佐賀県のホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）からダウンロードできます。</p> <p>なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。</p> <p>(3) 申請書類の提出場所及び提出方法 申請書類は、次の場所に持参により提出すること。</p> <p>ア 県内に本店を有する建設工事業者</p> <p>イ 佐賀市、佐賀郡、多久市及び小城市の区域内に本店を有するもの 佐賀市八戸二丁目2番67号 佐賀土木事務所管理課河川・建設業担当 電話 0952-24-4346</p> <p>ウ 神埼郡の区域内に本店を有するもの なお、神埼郡三瀬村に本店を有する建設工事業者については、市町村合併後も下記の場所に提出すること。 神埼郡神埼町大字鶴3542番地</p>	<p>神埼土木事務所管理課管理担当 電話 0952-52-3187</p> <p>エ 鳥栖市及び三養基郡の区域内に本店を有するもの 鳥栖市元町1234番地1 鳥栖土木事務所管理課管理担当 電話 0942-83-4176</p> <p>オ 唐津市及び東松浦郡の区域内に本店を有するもの 唐津市二夕子三丁目1番5号 唐津土木事務所管理課管理担当 電話 0955-73-2861</p> <p>カ 伊万里市及び西松浦郡の区域内に本店を有するもの 伊万里市新天町122番地4 伊万里土木事務所管理課管理担当 電話 0955-23-4151</p> <p>キ 武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの 武雄市武雄町大字昭和265番地 武雄土木事務所総務管理課管理担当 電話 0954-22-4184</p> <p>ク 鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの 鹿島市大字高津原3400番地 鹿島土木事務所管理課管理担当 電話 0954-63-3225</p> <p>ケ 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県県土づくり本部建設・技術課入札契約担当</p>
--	--

電話 0952-25-7168

5 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

6 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者

(4) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない建設工事業者

(5) 申請を行うおとする建設工事の種類について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない建設工事業者

7 競争入札参加資格の認定

申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。

6の競争入札に参加することができない者に該当する者は、競争入札参加資格がないと認定する。

8 資格審査結果の通知

「入札参加資格決定通知書」により通知する。

9 資格の有効期間及び更新手続

競争入札参加資格の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日

までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成19年3月31日までとする。

上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成18年9月頃に平成19年度及び平成20年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。

10 競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び5の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第十一号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第三十二条第三項の規定により、次の表に掲げる佐賀県史跡の指定(平成十四年佐賀県教育委員会告示第九十五号)について、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十九条第一項の規定による史跡の指定がなされたので、佐賀県史跡の指定は解除された。

平成十七年九月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

記号番号	種別	名称	所在地	所有者	解除年月日
史第四十九号	佐賀県史跡	唐人古場築跡	多久市多久町二七五二番地一 多久市多久町二七五三番地一 合計 四九五・一三五平方メートル	多久市副島健三	平成一七年七月一四日

○ 正 誤

平成十七年四月十一日付け佐賀県公報第一二五九一号中訂正

1	頁
左から九行目	箇所
イ 立木の伐採の限度並びに 植栽の方法、期間及び樹種	誤
イ 立木の伐採の限度	正

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷